

# 第229回一関市教育委員会定例会

日時 令和4年1月27日（木）

午後1時30分から

場所 議会第3委員会室

## 1 開 会

## 2 議 事

- |        |       |  |
|--------|-------|--|
| 議事日程第1 | 議案第1号 | 一関市学校運営支援協議会規則の制定について                        |
| 議事日程第2 | 議案第2号 | 一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議事日程第3 | 議案第3号 | 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について                |
| 議事日程第4 | 議案第4号 | 一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について   |
| 議事日程第5 | 議案第5号 | 一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について              |
| 議事日程第6 | 議案第6号 | 一関市立小学校の廃止について議決を求めることについて                   |
| 議事日程第7 | 協議第1号 | 一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議事日程第8 | 協議第2号 | 令和4年度教育委員会教育行政方針について                         |

## 3 報 告

- (1) 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の変更について（資料No.1）
- (2) 行事報告及び行事予定について（資料No.2）

## 4 その他

- (1) その他

## 5 閉 会

第229回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第1号	一関市学校運営支援協議会規則の制定について
議案第2号	一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号	一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第4号	一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第5号	一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第6号	一関市立小学校の廃止について議決を求めることについて
協議第1号	一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
協議第2号	令和4年度教育委員会教育行政方針について

議案第 1 号

一関市学校運営支援協議会規則の制定について

一関市学校運営支援協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 27 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、一関市立学校に置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるもの。

これが、この議案を提出する理由である。

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命

を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。  
(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。  
(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
  - (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
  - (3) 特定の個人に関するものでないこと。
  - (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。  
(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第2号

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和4年1月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																								
1 小学校	1 小学校																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>一関市立室根東小学校</u></td> <td>折壁地区 全区</td> </tr> <tr> <td><u>一関市立室根西小学校</u></td> <td>矢越地区 全区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津谷川地区 全区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		<u>一関市立室根東小学校</u>	折壁地区 全区	<u>一関市立室根西小学校</u>	矢越地区 全区		津谷川地区 全区	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>一関市立室根小学校</u></td> <td>折壁地区 全区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>矢越地区 全区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津谷川地区 全区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		<u>一関市立室根小学校</u>	折壁地区 全区		矢越地区 全区		津谷川地区 全区	[略]	
学校名	通学区域																								
[略]																									
<u>一関市立室根東小学校</u>	折壁地区 全区																								
<u>一関市立室根西小学校</u>	矢越地区 全区																								
	津谷川地区 全区																								
[略]																									
学校名	通学区域																								
[略]																									
<u>一関市立室根小学校</u>	折壁地区 全区																								
	矢越地区 全区																								
	津谷川地区 全区																								
[略]																									
2 中学校	中学校																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>一関市立室根中学校</u></td> <td><u>一関市立室根東小学校及び一関市立室根西小学校の通学区域</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市立室根東小学校及び一関市立室根西小学校の通学区域</u>	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>一関市立室根中学校</u></td> <td><u>一関市立室根小学校の通学区域</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市立室根小学校の通学区域</u>	[略]									
学校名	通学区域																								
[略]																									
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市立室根東小学校及び一関市立室根西小学校の通学区域</u>																								
[略]																									
学校名	通学区域																								
[略]																									
<u>一関市立室根中学校</u>	<u>一関市立室根小学校の通学区域</u>																								
[略]																									
備考 この表において区とは、一関市行政区長設置規則（平成17年一関市規則第9号）第2条において規定する行政区をいう。	備考 この表において区とは、一関市行政区長設置規則（平成17年一関市規則第9号）第2条において規定する行政区をいう。																								
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 27 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会公印規程（平成17年教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 3 条関係）					別表（第 3 条関係）				
公印の名称	書体	寸法	個数	保管者	公印の名称	書体	寸法	個数	保管者
[略]					[略]				
一関市立室根東小学校印	〃	〃	<u>1</u>	室根東小学校長	一関市立室根小学校印	〃	〃	<u>1</u>	室根小学校長
			<u>1</u>				〃	<u>1</u>	
一関市立室根西小学校印	〃	〃	<u>1</u>	室根西小学校長					
			<u>1</u>						
[略]					[略]				
一関市立室根東小学校長印	〃	〃	<u>1</u>	室根東小学校長	一関市立室根小学校長印	〃	〃	<u>1</u>	室根小学校長
一関市立室根西小学校長印	〃	〃	<u>1</u>	室根西小学校長					
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和4年1月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程（平成28年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第3条関係）		
共同実施組織 の名称	共同実施校	設置場所	共同実施組織 の名称	共同実施校	設置場所
[略]			[略]		
千厩室根グループ	一関市立千厩小学校、 <u>一関市立室根東小学校</u> 、 <u>一関市立室根西小学校</u> 、一関市立千厩中学校、一関市立室根中学校	共同実施組織の総括を置く拠点校	千厩室根グループ	一関市立千厩小学校、 <u>一関市立室根小学校</u> 、一関市立千厩中学校、一関市立室根中学校	共同実施組織の総括を置く拠点校
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



議案第5号

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和4年1月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会文書取扱規程（平成27年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		記号	区分		記号
[略]			[略]		
小学校	<u>一関市立室根東小学校</u>	<u>室東小</u>	小学校	<u>一関市立室根小学校</u>	<u>室小</u>
	<u>一関市立室根西小学校</u>	<u>室西小</u>			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第6号

一関市立学校の廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市立学校を廃止することについて議決を求める。

令和4年1月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

### 1 廃止する学校の名称、位置

学校の名称	学校の位置
一関市立新沼小学校	一関市藤沢町新沼字関田51番地2

### 2 廃止の期日 令和5年3月31日限りで廃止する。

### 理由

藤沢小学校と新沼小学校を統合し、新沼小学校を藤沢小学校に編入するため、この議案を提出するものである。

協議第1号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について  
一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し入れたいので協議します。

令和4年1月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立学校条例の一部を改正する条例  
一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(小学校の設置) 第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。	(小学校の設置) 第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立藤沢小学校</td><td>一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1</td></tr><tr><td>一関市立黄海小学校</td><td>一関市藤沢町黄海字天堤11番地1</td></tr><tr><td>一関市立新沼小学校</td><td>一関市藤沢町新沼字関田51番地2</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1	一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1	一関市立新沼小学校	一関市藤沢町新沼字関田51番地2	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立藤沢小学校</td><td>一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1</td></tr><tr><td>一関市立黄海小学校</td><td>一関市藤沢町黄海字天堤11番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1	一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1
名称	位置																		
[略]																			
一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1																		
一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1																		
一関市立新沼小学校	一関市藤沢町新沼字関田51番地2																		
名称	位置																		
[略]																			
一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1																		
一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

協議第 2 号

令和 4 年度教育委員会教育行政方針について

令和 4 年度教育委員会教育行政方針を別紙のとおりとすることについて協議する。

令和 4 年 1 月 27 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

## 令和 4 年度教育委員会教育行政方針

令和 4 年一関市議会定例会第 92 回 2 月通常会議の開会にあたり、令和 4 年度の教育行政施策について申し上げます。

### 1 はじめに

今日の教育を取り巻く社会環境は、急激にそして多様に変化してきており、そのような時代を生き抜く人材の育成を目標として、キャリア教育の推進、ICT活用能力の育成、特別支援教育の充実、持続可能な開発目標（SDGs）の理念をふまえることなど、教育の質の向上が一層求められております。

また、市民の学習意欲の高まりに応じた多様な生涯学習機会を提供することや、文化財の保護・活用など、先人からの文化を受け継いでいくことも求められております。

これらの教育への社会的要請に応え、一関の持続的な発展を支えていくためには、生涯学習の機会を促進するとともに、将来を担う心身共に健やかな人材の育成が欠かせません。

子どもたちが、ふるさと一関に誇りと愛着を持ち、知徳体の資質を兼ね備えた地域を支える人材に成長するよう、教育行政を推進してまいります。

### 2 重点的に取り組む施策（重点プロジェクト等）

教育振興基本計画後期事業計画の 2 年目となる令和 4 年度は、計画の目標に掲げた「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」、この実現に向けて、四つのプロジェクトを重点としながら、引き続き計画を着実に推進してまいります。

それでは、四つの重点プロジェクトから、申し上げます。

#### (1) ことばを大切にせる教育プロジェクト

一つ目は、「ことばと読書」、「ことばの響き」、「ことばの先人」を柱として、子どもたちに、語彙の豊かさ、ことばの感性、心の豊かさを育むことを目指す「ことばを大切にせる教育プロジェクト」であります。

「ことばと読書」については、バーコード読み取りによる貸出しと蔵書管理の一元化のために導入した学校図書館システムの活用の充実を図ります。

「ことばの響き」について幼稚園等では、「ことばの時間」に響きやリズムのよい諺などに楽しみながら触れさせてまいります。

小学校では、市が独自に作成した「ことばのテキスト『言海』」を用いて、音読・素読に取り組み、一層の質の向上を目指しながら、ことばの感性を高めてまいります。

「ことばの先人」については、「ことばのテキスト『言海』」の先人ページを取り

上げること、また、博物館学芸員が小中学校において、ことばを通じて人々に大きく影響を与えた先人を学ぶ授業を行うことにより、郷土の歴史に対する理解を深め、郷土への誇りを育ててまいります。

## (2) グローバル人材育成プロジェクト

二つ目は、グローバル化していく現代社会に対応できる人材の育成を目指す「グローバル人材育成プロジェクト」であります。

キャリア教育については、「地域に学び、地域で育てる」という視点に立って、全ての中学2年生が5日間の社会体験学習に取り組んでまいります。

また、中学生最先端科学体験研修や小中学生を対象とした英語の森キャンプの実施、外国語指導助手（ALTや英語学習指導専門員）の派遣などを進めてまいります。加えて、英語検定料補助を通して、英語の力を高めようとする中学校生徒の意欲を支援します。

さらに、GIGAスクール構想に基づき、学校のICT環境を充実させ、小中学校の授業において1人1台タブレットの活用を推進してまいります。

併せて、グローバル化する社会にあっても土台となるアイデンティティを確立させるため、郷土の先人や歴史・文化を題材にした学習を進めてまいります。

## (3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

三つ目は、地域とともに歩む学校を目指す「学校と地域の協働推進プロジェクト」であります。

学校からは、学校の情報や活動の様子をホームページ等で発信するとともに、学校運営に保護者や地域住民が関わるなど、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む取組を進めてまいります。

なお、令和4年度から市内9校に学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）し、育てたい子ども像を地域と共有し、目標の実現に向けて協働してまいります。

## (4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

四つ目は、骨寺村荘園遺跡の世界文化遺産拡張登録を目指す「世界遺産拡張登録推進プロジェクト」であります。

拡張登録の実現に向け、これまでの調査研究成果をふまえて、令和4年度に文化庁に提出する推薦書案に構成資産として盛り込まれるよう、研究者など専門家の助言をいただきながら、県・関係市町と連携して取組を進めてまいります。

また、重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全活用に地域住民と協働で取り組むとともに、骨寺村荘園遺跡の理解を深めるため、骨寺大学や講演会を開催してまいります。

## (5) 教育環境の充実

そのほか、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化の状況などを踏まえ、より良い教育環境の確保のため、学校規模の適正化を進めております。

令和4年4月には、室根地域の2つの小学校が統合して室根小学校が開校しますが、さらに、令和5年4月には、花泉地域の6つの小学校を1校に、大東地域の3つの中学校を1校に統合するほか、藤沢地域では藤沢小学校と新沼小学校を統合する予定となっております。

室根小学校については、開校後に新校舎が完成する予定で、引き続きプール、屋外環境整備工事に取り組んでまいります。校舎が完成するまでの間、現在の室根東小学校の校舎を使用する予定としております。

花泉小学校については、引き続き新校舎及び屋内運動場の建設に取り組みながら、プール建設、屋外環境整備工事を予定しており、大東地域統合中学校については、校舎改修・増築工事を予定しているところです。

藤沢小学校と新沼小学校については、統合後の学校運営や児童の通学対策に関して、地域の方々とともに詳細な検討を行ってまいります。

これによって、令和5年度には、市内の小中学校は、小学校22校、中学校14校、合計36校となります。

また、一関小学校については、新校舎の場所や建築する際の構造などについて具体的な方針を検討してまいります。

他の地域においても、今後の児童生徒数の推計などを示しながら、地域の方々や保護者等とともに、学校規模の適正化を考えてまいります。

以上は、令和4年度において特に重点的に取り組む内容ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況などに配慮しながら、事業の実施を判断してまいりたいと考えているところです。

以降は教育行政の具体的な施策について、教育振興基本計画に定める施策の基本方向に沿って申し上げます。

## 3 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

一つ目に「社会を生き抜く力を育む学校教育の充実」について申し上げます。

### (1) 確かな学力の育成

確かな学力の育成については、算数・数学を重点教科に位置づけ、学習支援員の配置による指導を行うほか、基礎計算力、集中力を高めるために、百ます計算に代表される「陰山メソッド」を取り入れるなど、児童生徒の基礎学力の向上を図ってまいります。

また、「ことばの時間」での音読・暗唱や漢字力の重点化を通して、国語の基礎学力向上に努めてまいります。

## (2) 豊かな心の育成

豊かな心の育成については、あらゆる教育活動の土台となるものであり、人としての在り方、考え方を常に意識させ指導にあたってまいります。その中心となる道徳教育においては、新学習指導要領に示されている「考える道徳・議論する道徳」を推進してまいります。

このほか、積極的に自然体験、社会体験活動を取り入れ、SDGsの理念とも関連させながら、福祉やボランティア活動などを通して社会に関わる心構えや姿勢を培ってまいります。

## (3) 健やかな体の育成

健やかな体の育成については、保健面からは、児童生徒がバランスの取れた食事や規則正しい生活など、望ましい生活習慣について考え、実践していく取組を推進してまいります。

運動面からは、体育授業の充実のほか、家庭と協力しながら1日60分以上の運動、いわゆる「60(ろくまる)運動」など、日常的に運動の機会を確保する取組を推進してまいります。

中学校の部活動については、教育委員会と校長会で定めた「部活動の在り方に関する方針」に基づき、引き続き各学校では平日週1日と日曜日を休養日に設定し、健康や生活とのバランスにも配慮した活動を推進してまいります。

また、部活動指導員の導入などにより教員の働き方改革を進めるとともに、生徒の競技力の向上を図ってまいります。

さらに、生徒の活動の場を保障するため、土曜日の部活動については地域部活動に向けた試験的導入を検討してまいります。

## (4) 学校給食

学校給食については、これまで直営で調理業務を行っていた真滝学校給食センターを含め、令和4年度から6つの学校給食センターの調理業務を全て民間委託とし、引き続き安全・安心な給食の提供に努めるとともに、地場産品や郷土食の提供のほか、望ましい食習慣の形成に向けた食育指導を充実してまいります。

## (5) 社会の変化に応じた教育

社会の変化に応じた教育については、職業観・勤労観の育成を図りつつ、地域の人口減少を踏まえ、地域を知り、地域の方々から学ぶキャリア教育を、発達段階に応じて推進してまいります。

また、児童生徒1人1台タブレットなどのICTを効果的に活用した授業を展開し、学力の定着や、情報活用能力を育成してまいります。そのために、ICT指導員やICTサポーターを中心に、教員のICT機器活用能力の向上を図ってまいり



ます。

さらに、プログラミングなどを意欲的に学ぼうとする児童生徒を対象とする「ITキッズ育成プロジェクト」事業を展開するとともに、一関高専と連携した「一関高専出前プログラミング講習会」事業を進めてまいります。

## (6) 特別支援教育

特別支援教育については、幼児期からの就学相談体制の充実を図るとともに、幼稚園にきめ細かな指導支援員を配置し、小学校には学校サポーターの配置を行い、一人ひとりに応じた支援を充実してまいります。

## (7) 学校適応指導

学校適応指導については、不登校児童生徒の割合が年々増加していることから、各学校では家庭との連携を緊密にし、新たな不登校児童生徒を出さないことを重点に取組を進めてまいります。

また、不登校児童生徒に対しては、学校に配置した適応支援相談員が状況を踏まえて対応するとともに、適応支援教室「たんぼぼ広場」における学習支援と交流体験活動などを充実させてまいります。

## (8) いじめ対策

いじめへの対策については、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応し、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に努め、関係機関との情報共有や連携を強化してまいります。

## (9) 幼稚園

幼稚園については、幼稚園教育要領で重点とされている「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に、小学校との連携を密接にし、就学前教育を充実してまいります。

なお、現在8つの施設がある一関市立幼稚園については、園児数が利用定員を著しく下回っている現状から、より効果的で効率的な教育環境を整えるため、一関地域の7つの幼稚園を令和5年4月から3園に集約し、巖美、萩荘、狐禅寺、弥栄の4つの幼稚園は令和4年度末をもって閉園する予定としております。

また、大東地域の摺沢幼稚園についても、近接する摺沢保育園との統合による認定こども園化を計画し、整備の方法や具体的な時期について検討してまいります。

## (10) 学校安全

学校安全については、放射性物質による汚染対策として、引き続き、学校施設や地場産食材等の放射線量を測定してまいります。

また、地域ボランティア等の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時にお

ける児童生徒の安全を確保するとともに、災害等の緊急時における行動について指導してまいります。

#### (1) 教職員の働き方改革

教職員の働き方改革については、業務内容の見直しや勤務時間を意識した働き方を進めるなど長時間勤務の是正を図り、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教職員がワークライフバランスを意識し、いきいきと仕事に向かうことができるよう改善を進めてまいります。

### 4 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

二つ目に「ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」について申し上げます。

#### (1) 社会教育

社会教育については、市民が生涯にわたって自ら学ぶことができるよう、ニーズに対応した市民センター等での講座を企画するなど、多様な学習機会を提供してまいります。

また、社会の変化に応じて必要な現代的課題について、年度毎に一つテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施することとし、令和4年度は「家庭における児童生徒のインターネット利用のルールづくり」をテーマとし、取り組んでまいります。

さらに、これらの取組や地域づくり活動に活かすため、指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講する際の費用等について支援してまいります。

#### (2) 家庭教育

家庭教育については、家庭での教育やしつけなどを通して子どものモラルの土台が育まれるものであることから、「いちのせきの家庭教育 10 か条」の普及を図り、教育の原点である家庭教育を支援してまいります。

また、昨今スマートフォンやゲーム機などの通信機器の利用については、依存やトラブルなどの弊害が多く見られることから、小学生では午後8時以降、中学生では午後9時以降にはそれらを居間に置いて使わない運動（居間8（イマハチ）ルール、居間9（イマキュウ）ルール）を子ども、家庭、学校と協力して進めてまいります。

特にも令和4年度は、市民センターと連携し、学校・PTAがそれぞれの立場から「家庭における児童生徒のインターネット利用のルールづくり」の普及啓発に取り組むこととしております。

### (3) 図書館

図書館については、市全体の貸出冊数が県内市町村で最多となっており、多くの方々に利用されているところであります。

今後も、図書館サービスの向上に努めるとともに、電子書籍やオンラインデータベースなどによる読書環境のさらなる充実に努め、市民が集う地域の情報拠点としての役割を一層高めてまいります。

また、市内8館が地域の特色を生かした運営を進めるとともに、学校図書館への支援や、乳幼児健診等での読み聞かせの実施、移動図書館など、館外サービスにも引き続き取り組んでまいります。

### (4) 博物館

博物館については、市民はもとより、周辺市町村をはじめとして全国各地からの入館者もあるなど当地方における歴史や文化に対する関心が高まっていることから、更なる運営の充実に努めてまいります。

令和4年度は開館25周年となることから、記念企画展として、宮内庁三の丸尚蔵館が所蔵する皇室由来の作品の展示や関連行事の開催のほか、テーマ展や各種講座、体験学習など事業の充実に努めてまいります。

併せて、民俗資料館、芦東山記念館、石と賢治のミュージアム及び大籠キリシタン殉教公園についても、企画・展示の充実を図るなど、身近な場所で地域の歴史・文化が学べる場を提供してまいります。

## 5 誇りと愛着を醸成する文化の継承

三つ目に「誇りと愛着を醸成する文化の継承」について申し上げます。

### (1) 文化財の保護

文化財については、修繕や保護活動への助成等により、地域の文化財を良好な形で後世に伝えてまいります。

また、文化財等の標柱解説板整備を継続的に行い、当市の歴史や文化の理解促進と文化財保護意識の啓発に努めてまいります。

### (2) 地域文化の伝承

地域文化の伝承については、民俗芸能の調査研究を進めるとともに、活動状況の映像を記録、保存し、継承活動を支援してまいります。

## 6 おわりに

以上、令和4年度の教育行政施策の概要を申し上げましたが、これらは、一関市教育振興基本計画後期事業計画に基づいて計画的に進めるものであります。

現在進めている施策や業務については、スクラップアンドビルドの原則に立ち、より効果的で真に必要なものに精選していく、不断の見直しの視点も大切にまいります。

各施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、企業、行政が共通理解のもと、当市の教育行政に携わる全ての関係者の連携・協働が必要です。

教育委員会といたしましては、地域資源を活かした教育行政施策を進め、郷土の誇りを未来に引き継ぎ、新たな創造を加えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民、教育関係者の皆さまのご理解、ご協力、ご指導を心からお願い申し上げます。